電気料金メニュー定義書

【ずっとも電気２】

東京ガス株式会社

2023 年 9 月 1 日実施

目次

1　実施期日 3
2　定義 3
3　適用条件 3
4　供給電気方式、供給電圧および周波数 4
5　契約容量 4
6　電気料金 4
7　適用開始日 5
8　契約容量または電気料金メニューの変更 5
9　ずっとも電気２の定義書の変更および廃止 6
付則 7
1　ずっとも電気２の定義書の変更に伴う切り替え措置 7
別表 8
1　燃料費調整 8
2　契約容量および契約電力の計算方法 10

電気料金メニュー定義書【ずっとも電気２】(以下「ずっとも電気２の定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。)にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、ずっとも電気２の定義書に定める基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

1　実施期日

ずっとも電気２の定義書は、2023 年 9 月 1 日より実施します。

2　定義

次の言葉は、ずっとも電気２の定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、ずっとも電気２の定義書においても同様の意味で使用します。

(1)　貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2)　平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間とします。）をいいます。

3　適用条件

ずっとも電気２の定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「ずっとも電気２」といいます。)は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

①　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

②　1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわ

せて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

③　動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

4　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

5　契約容量

(1)　契約容量は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 2（契約容量および契約電力の計算方法）により計算された値等に決定することがあります。

①　他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

②　引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値とします。

(2)　契約容量が、(1)ただし書にもとづき、契約主開閉器の定格電流にもとづき計算された値となる場合には、あらかじめ契約主開閉器を設定していただくとともに、当社および送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

6　電気料金

(1)　基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	295.24円

(2)　電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15（電気の使用期間）(1)に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

360キロワット時までの1キロワット時につき	33.75円
360キロワット時をこえる1キロワット時につき	36.59円

(3)　基本料金と電力量料金との合計が負となる場合の特例

(1)および(2)によって計算された基本料金と電力量料金に加え、付帯メニューが適用される場合でその全てを反映した後の合計が負となるときは、その1か月の料金は、電気需給約款別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

7　適用開始日

ずっとも電気2の適用開始日は、電気需給約款6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款9（電気の需給開始）(1)に定める需給開始日とし、電気需給約款29（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。

8　契約容量または電気料金メニューの変更

(1)　当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただし、お客さまが新たな電気需給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約容量の変更を希望する場合には、この限りではありません。

(2)　お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設

定もしくは変更した後の計量日から１年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。

(3)　契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款４（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

9　ずっとも電気２の定義書の変更および廃止

(1)　当社は、ずっとも電気２の定義書を変更する場合には、電気需給約款4(本約款等の変更)に準じます。

(2)　当社は、ずっとも電気２の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3)　ずっとも電気２の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款４（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

付則

1　ずっとも電気２の定義書の変更に伴う切り替え措置

当社は、原則として、電気需給約款 15 に定める電気の使用期間の初日が 2023 年 9 月 1 日以降であり、かつ 2023 年 10 月 1 日以降に発生する料金に、この定義書を適用します。

別表

1　燃料費調整

（1）　燃料費調整額の計算

①　平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝A　×　α　＋　B　×　β　＋　C　×　γ

A＝各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0048

β＝0.3827

γ＝0.6584

なお、各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

②　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

イ　1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

燃料費調整単価

＝　（86,100円　－　平均燃料価格）

×　（(2)の基準単価　÷　1,000）

ロ　1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

燃料費調整単価

＝　（平均燃料価格　－　86,100 円）

×　（(2)の基準単価　÷　1,000）

③　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

ただし、電気需給契約を解約した場合で、解約日がその直前の計量日が属する月に属するときには、燃料費調整単価適用期間は、解約前の計量日の前の計量日から、解約前の計量日の前日までの期間とします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年の 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日ま	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日

での期間	の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

④　燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2)　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	0.183 円

(3)　燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。

2　契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。

(1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)
×　電圧(ﾎﾞﾙﾄ)
×　(1 ÷ 1,000)

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(2)　供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)
×　電圧(ﾎﾞﾙﾄ)

× 1.732

× （1 ÷ 1,000）